

淨瑠璃坂の討入（第三回）

高田 友

（十一）

藩士連何を以てか祿を棄てて源八に付きたる。さは、摩訶不可思議なる儀にてぞありける。藩主昌能の外道、一同鬱憤に堪へず、かくなりたる上は、縦ひ舊主の社稷^{しゃしよくわじ}忤けたらむとも何の二の足踏む所あるべけむとぞ臍^{はぞ}を固めたるに相違なし。

雖^{しかりといへども}然、後顧の憂ひなからしめたるは、山形轉封に伴ひて召し放たれたる家臣の澤に亘りたるがゆゑならむ。滅封こそ二萬石に過ぎね、由來財政逼迫せるをりから、轉封に伴ふ入目（出費）法外の沙汰に及び、もはや家臣に舊來の俸祿を給するは難かりき。

於是、筆頭家老・夏目勘解由の粉骨碎身、感涙を催すものあり。思へらく、召し放たむ者多からむには我が係累を誡^{かくしめ}首せずんば藩内如何でか收拾を圖るを得べき、と。

然則^{しからはすなはち}とて、我が息・外記および外記の叔父（勘解由の妻の弟）に因果を含むるの已むなきに至る。

源八は夏目の眷屬なれば、夏目身内を召し放ちたるの顛末、進退窮まつたる係累の源八に與^{よりき}力せむは寔^{まこと}に宜^{むべ}なるかなとむ察せらるる。

（十二）

已而^{すでにして}、偕に放逐せらるる敵・隼人も同じ日に立ち退きたり。

隼人入魂^{じつこん}（昵懇）の昌能、落ち行く先幹旋し、同じ下野國の壬生^{みぶ}の城主に身柄を委託せむとす。剩^{あまつさ}へ差固^{さしかため}の武士數十人随伴するを許諾せしめたり。其の片落言葉^{かたおち}を失はであるべしや。

源八一黨は劈頭、立ち退きの折を急襲して、討ち取らむと企圖したるも、敵^{かたき}の退散するや飛ぶ鳥の如くにして、已哉^{やんぬるかな}忽ちに之を見失ふ。

是^{こゝにおきて}於一黨は輿論攪亂を以て戦法とす。壬生は近郊なれば宇都宮より人を遣して流言蜚語を擴む。

仇討決行の日ぞ近きとの巷説^{かうせつ}、日に日に壬生の領内を席捲し、あはや鸞端開^{きんたん}かるるの危殆^{きたい}に瀕したるが如くに憂慮せらるるに到る。

壬生城にても警戒すれど限りあり。つひに、昌能に口上を入れて、餘^よの大名に預くるの諒解を得たり。かくて、隼人は信州高島（諏訪湖南東岸／「近江高島」は琵琶湖西岸）に移る。

隼人、壬生に留錫^{りうしやく}したるは僅々一箇月にて僻遠の地に自ら配するの憂き目に逢ふ。

而して隼人また、當初は高島に隱棲せむとの氣配ありけれど、時あらずして、出府するに決

したりけむとこそは推測せらるれ。

(十三)

年改つて、元祿四年（一六八一）を迎ふ。

源八一黨は、山形にも細心目配怠らず、變装したる密偵をして入國せしめ、動靜を探る。

山形には、隼人の弟・主馬残りたり。

源八の輩、壬生の先蹤に倣ひて主馬を襲はむと浮説を流し、昌能また藩士連に強ひられ、不得已主馬放逐を決するに至る。主馬自ら致仕を願ひ出でて聽されたりと言ふもあり。

主は主馬を庇護せむとするも、藩内の武士悉く源八の非運に涙するあり。主馬は兄を頼つて、高島に赴かむとは臍を固めたり。信州高島は百二十里の彼方にあり。

かくて主馬の山形を出立したるは同年六月。まづは、上ノ山に滞在す。温泉地なれども、此處に一藩あり、土岐頼行なる藩主の知行なりき。

攻め手、城下を襲ふは憚りありとて在にて待ち受けたり。果然、主馬の城下を出でて、高島に向ふとの消息に接したり。已而、七月文月にぞなりにける。

主馬は出で立ちたる後、改めて上ノ山藩に警護を願ひ出づ。上ノ山藩にても騒動生じたらむには迷惑なりとて、一隊を差し向けむとこそは決したれ。

然、而、時既に遅く、兵馬未だ至らぬに、敵の手勢と源八一派と會遇せるは天運の見限りたる所にやありけむ。

此年文月の月立ちたるは新曆八月半ばを過ぎ、處暑（二十四節氣の立秋の後）を迎ふる砌なりき。片や主馬の一行、片や奥平傳藏を以て首魁とする討手、炎天下に死闘を繰り廣げ、主馬討たれて畢んぬ。

時經ずして、上ノ山藩より警護の武士蒼惶として着したり。

家老の思惑ありて殊更に遅延し、幕府の咎を避けむとしたるに相違なし。

(十四)

主馬討伐には源八は一翼を擔ふゝ無之。同志一同其の身を案じたればなり。

一黨のおほかた祿を失ひ、仇討に合力するにあらずば生計を立つるに由なかりけむ。

見事仇を討ちたらむの曉には、高祿にて召し抱へらるるの仕合せもあるべしと期するの儀あらずんばあらず。

然りと雖も、親の仇を討つの源八既に討たれたらむには大義は立たず、徒らに徒黨を組みて公儀に背きたるの咎を負ふのみにやあらむ。

換言すれば、源八を支ふるにあらずば何の甲斐かあるべき、と言ふべし。

此れに拠りて、源八の身の危ふきを懸念し、渠は深澤に留めて、餘の勢にて主馬を討ち取

らむとは圖りたるなり。

（令和八年二月十五日受附）